

資料①

下水道使用料改定(案)説明資料
公共下水道事業

佐賀県有田町

目標：基準外の繰入金を減らし一般会計の負担を削減。料金収入を年間“1億4千万円”
約130%の増にする事で達成。少しでも収支の均衡を図るために料金改定を行いたい。

下水道使用料改定理由及び概要

以前から現金収支がマイナスになっている。

- ①使用料収入(有収水量)の伸び悩み
- ②維持管理費の増
- ③低い経費回収率

(単位：千円)

		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度
収益的収支	収益的収入	584,136	646,336	650,094	550,043	568,973	594,973	603,846	637,997	646,622
	収益的支出	537,393	573,712	612,365	576,864	588,845	618,343	620,577	620,988	621,112
	純損益 (A)	46,743	72,624	37,729	-26,821	-19,872	-23,370	-16,731	17,009	25,510
資本的収支	資本的収入	159,595	273,307	216,857	439,479	121,369	129,556	126,978	125,455	122,688
	資本的支出	427,532	616,787	500,346	756,054	425,658	440,062	425,639	421,927	403,500
	差引	-267,937	-343,480	-283,489	-316,575	-304,289	-310,506	-298,661	-296,472	-280,812
内部留保資金等 資本収支 補填財源		267,937	343,480	283,489	316,575	304,289	310,506	298,661	296,472	280,812
内部留保資金		171,799	173,033	183,657	181,793	184,726	199,484	201,205	202,491	204,286
利益剰余金 処分額必要額 (B)		88,050	170,366	99,832	134,782	119,563	111,022	97,456	93,981	76,526
繰越工事資金		71	81							
その他		8,017								
現金収支 (C) = (A) - (B)		-41,307	-97,742	-62,103	-161,603	-139,435	-134,392	-114,187	-76,972	-51,016
資金残高= 前年度資金残高 +当年度現金収支 (C)		203,064	105,322	43,219	-118,384	-257,819	-392,211	-506,398	-583,370	-634,386

※令和9年度より、収益的収入に一般会計からの基準外の繰入を行わなかった場合

※140,000千円は、R9、R10の現金収支により必要額としている

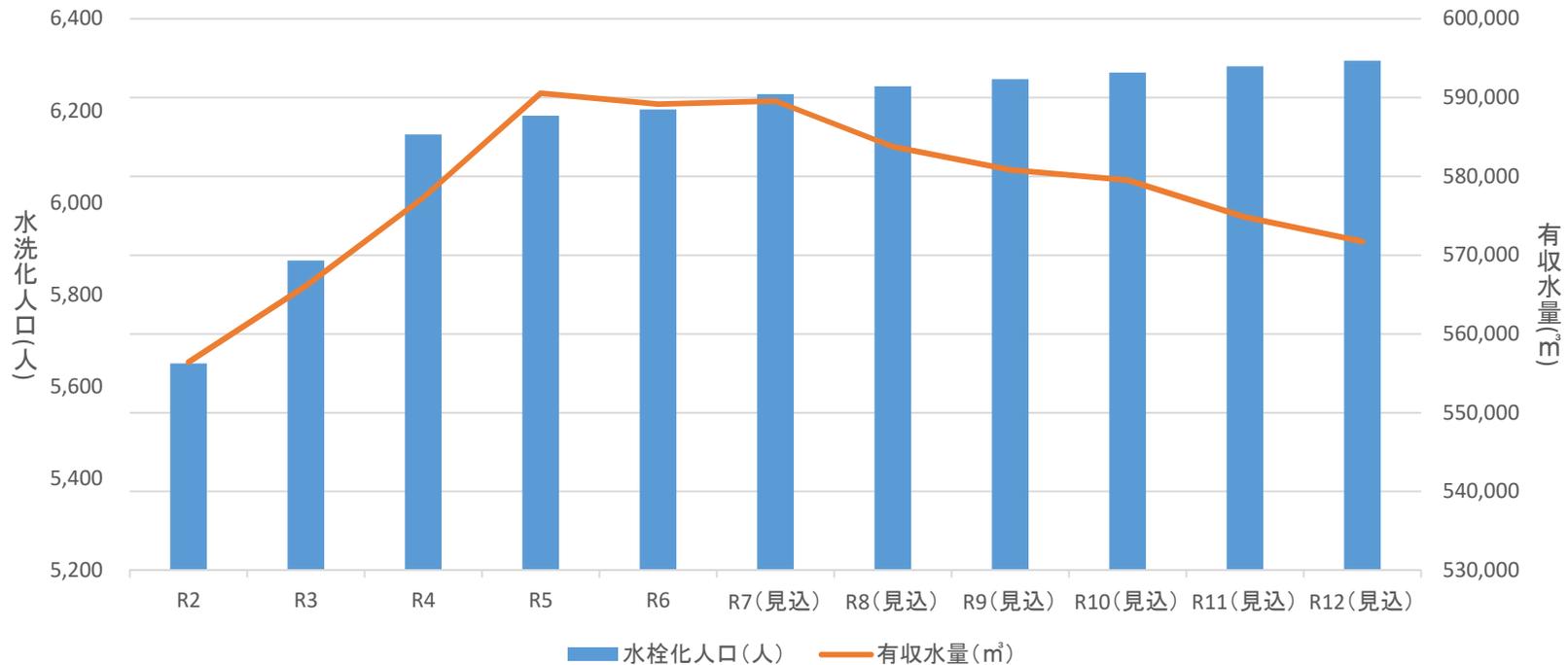
①使用料収入(有収水量)の伸び悩み

【主な要因】

- ◆人口減少による水洗化人口の伸び悩み
- ◆節水型トイレ・家電の普及による一人当たりの使用水量の減少

※「有収水量」とは、処理した汚水のうち下水道使用料の対象となる水量を表す。

図1 有収水量・水洗化人口の推移



②維持管理費の増加

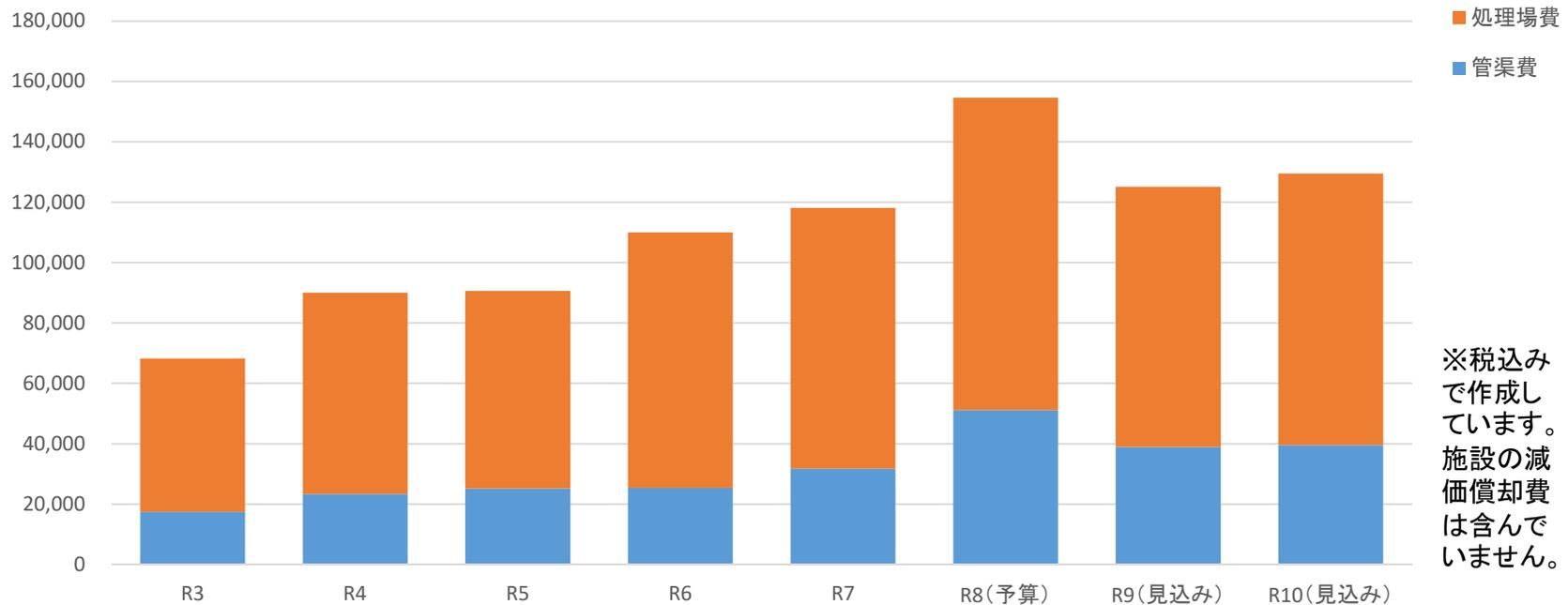
【管渠延長】 汚水管91km(90,974m) (令和6年度末)

【汚水ポンプ施設】公共下水道ポンプ場(平成13年度末供用開始)

【処理場施設】公共下水道水質浄化センター(平成13年度末供用開始)

◆増加要因: 修繕費や委託料、動力費の増加

図2 維持管理費の推移



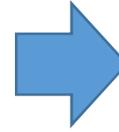
※税込み
で作成し
ています。
施設の減
価償却費
は含んで
いません。

③低い経費回収率

【主な要因】

- ◆オーバーホールや計画策定委託などの費用の変動が大きい
- ◆処理場の更新など費用が大きい

- ◆人口減少により、人口密度が減少
- ◆高齢化などにより水洗化率が伸びていない



増設工事に伴い、
資本費(元利償還金)が
増加

投資額に見合った使用
料収入が確保できない

【指標の意味】

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能である。

使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す100%以上であることが必要である。数値が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要である。

$$\text{経費回収率} = \frac{\text{使用料収入}}{\text{汚水処理費}}$$

令和8年度末(見込み)における経費回収率・・・64.8%

オーバーホールなど単年度の大きな支出が要因でもあるが、残り35.2%は一般会計からの基準外の繰入金等により賄う事となる。

○維持管理費のうち公費負担分(イ)

- ◆ 下水道の規制に関する経費
- ◆ 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費
- ◆ 不明水の処理に要する経費

○資本費のうち公費負担分(エ)

- ◆ 分流式下水道等に要する経費
- ◆ 高資本費対策に要する経費(供用開始30年未満の事業)
- ◆ 緊急下水道整備特定事業に要する経費
- ◆ 下水道事業債(特例措置分・特別措置分)の償還に要する経費

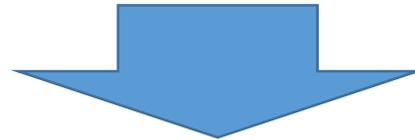
上記の(イ)及び(エ)については、交付税の対象となるため
使用料対象経費から除外する。

○その他の補填制度 企業債借入(イ)

- ◆ 資本費平準化債・・・施設の耐用年数と当該施設整備に係る借入金の償還年数との差により生じる資金不足を解消するとともに、整備当初における利用者の負担を軽減し、世代間の負担の公平を図るため借り入れる企業債
- ◆ 特別措置分・・・資本費に対する交付税措置で、従来の公費負担割合による額と新たな公費負担割合(平成18年度～)による額との差額に対して借り入れが可能となる企業債(公共下水道算定結果0円)

有田町の下水道事業では・・・

- 収入不足分を一般会計からの繰入金(税金)で補てんしている状況
- 下水道の区域外の方々にも負担を求めることになるため、本来の「使用者負担の原則」から公平性を欠いている状況



本来の受益者負担の原則に基づき、下水道法第20条および浄化槽法第12条の14で定める適正な使用料の設定が必要となる。

図3 使用料対象分污水处理費・下水道使用料の推移

